

氷見市保育士等人材就労支援補助金

保育士等として
氷見市で
就労される方を
応援します。

ひとり一回限り

10万円



補助対象者

令和6年4月1日以降、市内の保育所や認定こども園等に保育士等として新たに雇用（または再度雇用）され、週30時間以上勤務し、継続して2年を超える勤務が見込まれる方 ※ただし、市内の他の児童福祉施設から再度雇用された場合は、直近の離職した日から再度雇用されるまでの期間が1年以上あること。

保育士や幼稚園教諭等の資格を有し、市内の保育所や認定こども園等に保育士等として従事する方

居住地において、納期が到達している市税等に未納がない方

連帯保証人として成人した親族等1人を立てられる方

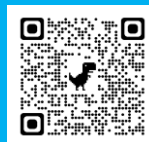
過去にこの補助金または氷見市ぶり奨学助成制度の交付を受けていない方

お申込み・お問合わせ先

氷見市 子育て支援課 保育サービス担当

TEL 0766-74-8116

詳細は市ホームページをご覧ください。



申請書類

- ◆ 交付申請書
- ◆ 採用通知書
- ◆ 雇用条件を証する書類（雇用契約証明書又は雇用期間及び勤務時間のわかる雇用契約書等）の写し
- ◆ 勤務表（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）
- ◆ 資格等を有することを証する書類の写し
- ◆ 市町村民税に係る納税証明書又は非課税証明書（市外に住所を有する申請者に限る。）
- ◆ 誓約書（様式第2号）
- ◆ 口座振替による支払申出書
- ◆ その他市長が必要と認める書類

市内で保育士等として従事するために転入された方への支援

氷見市定住マイホーム取得支援補助金（住宅を新築又は購入した場合）

要件	当該住宅所有者（共有に係る住宅にあつては、持ち分が4分の1以上の所有者である方） すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する方 など
補助金額	100万円 （居住誘導区域内で住所を取得した方、三世帯同居・近居をする方には加算があります。）

氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金（賃貸住宅を借りて家賃を支払う場合）

要件	すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する方 など
補助金額	月額2万円（最長2年間）

氷見市移住世帯生活応援金（一定の要件を満たす方にひみ Pay をもって支給）

要件	すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する方 など
金額	一世帯あたり10万円分

詳細は氷見市未来戦略課のホームページをご覧ください。

